

営業秘密にかかる不正競争の差止請求訴訟における営業秘密の特定方法

～大阪地判平成29年10月19日（平成27年（ワ）第4169号不正競争行為差止等請求事件）を題材に～

弁護士 田路 至弘
弁護士 工藤 良平
弁護士 鈴鹿 祥吾

第1 大阪地判平成29年10月19日（平成27年（ワ）第4169号不正競争行為差止等請求事件）（以下「本件判決¹」という）の事実の概要及び判旨

1 事実の概要と争点

本件では、営業秘密にかかる使用・開示等の差止請求訴訟において、請求の趣旨ないし判決主文における営業秘密の特定方法として、営業情報や技術情報の具体的な内容を記載せず、営業秘密が記載されている電子データのファイル名称、作成日時、作成者といった項目の記載による特定で足りるか、それとも特定が認められるためには営業情報や技術情報の具体的な内容まで記載される必要があるか、といういわゆる営業秘密の特定論が、争点となっている。

本稿は、本件判決について、原告の訴訟代理人を務めた筆者らが、代理人としての視点から本件判決の論評を行うものである。営業秘密の特定論につき、今後の議論・検証の資となれば幸いである。

本件は、高強度アルミナ長繊維を原材料とする製品の開発及び製造販売を主力事業の一つとする原告が、原告開発課の元従業員であった被告に対し、被告は原告から示されていた技術情報等を持ち出しており、これを競業会社に開示し、または使用するおそれがあると主張して、①不正競争防止法（以下「不競法」という）2条1項7号該当の不正競争を理由とする同法3条1項に基づく、又は合意（被告差し入れに係る秘密保持誓約書）による秘密保持義務違反に基づく、営業秘密たる技術情報等の使用・開示行為の差止請求、②秘密保持誓約書に定めた返還義務に基づく技術情報等の返還請求、又は不競法3条2項に基づく同技術情報等の廃棄請求、③損害賠償請求等をした事案である。

原告は、被告が「Yドライブ」と呼称されるアクセス制限の行われていた共有サーバから技術情報等である電子データ2,180件以上（以下「本件電子データ」という）を持ち出したと主張し、本件電子データの内容について、ファイル名称、作成日、作成者をもって特定した。

なお、原告は、本件の提訴に先立ち、被告を債務者として、被告が原告の営業秘密を持ち出し

1 本件判決本文は、裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/262/087262_hanrei.pdf）にて入手可能である。

たことを前提として、原告の営業秘密の使用・開示の差止め及びその返還等を求める仮処分命令を、大阪地方裁判所に申し立て（大阪地方裁判所・平成26年（ヨ）第16号）（以下「本件仮処分」という）、主張する営業秘密の範囲を途中減縮等させながら、平成27年3月31日、その旨を命じる内容の仮処分決定を得ていた。

原告は、本件仮処分決定の正本を債務名義として、同決定で返還を命じられた複製物を含む電子データの返還債務の履行遅滞を主張して、間接強制を大阪地方裁判所に申し立て、同裁判所は、被告に対し、上記複製物を含む電子データの返還義務を履行しない限り1日につき3万円の割合による金員の支払を命ずる内容の決定をした。被告は、同決定につき大阪高裁へ執行抗告を申し立て、さらに最高裁へ特別抗告を申立てたが、いずれも斥けられている²。

2 本件判決の判旨

本件において、原告は、営業秘密を構成する顧客情報や技術情報の内容をもって営業秘密の特定を行うのではなく、電子データのファイル名称、作成日時、作成者をもって特定したうえ、各データにつき有用性に関連付けられる内容の説明を行った。これに対し、被告は、営業秘密の特定として不十分である旨の主張を行った。

裁判所は、「本件訴訟において営業秘密が特定されているというためには、そのすべてを開示するまでの必要はなく、上記要件〔筆者ら注：有用性、非公知性〕充足の有無を判断することができれば足りる」としたうえ、「本件電子データの個別の電子データのファイルは特定され、その概略的内容も開示されているところであり、本件電子データの原告における管理状況、日常業務における使用状況、さらには本件電子データが、原告が市場をほぼ独占している高強度アルミナ繊維及び本件研磨ツールの開発製造等に関する情報であることなどの諸事情を総合して判断すれば、上記認定してきたとおり、本件電子データの有用性、非公知性は十分認定できる」として、原告の営業秘密特定方法に不足はないと判断した。なお、判決主文では、各営業秘密につき、ファイル名称、作成日時、作成者による特定がなされているが、データの説明は引用されていない。

そのうえで、裁判所は、被告が本件電子データを、原告の支給品ではないUSBメモリや外付けHDDへ複製し保存したことを認定したうえ、被告に対し、営業秘密につきアルミナ繊維を用いた製品の製造販売への使用・開示行為の差止、本件電子データの廃棄を命ずるとともに、500万円及び遅延損害金の損害賠償を命じた（電子データ及びその複製物の返還請求は、棄却）。

第2 営業秘密にかかる不正競争の差止請求訴訟における営業秘密の特定方法 - 請求の趣旨レベルでの特定と、請求原因レベルでの特定 -

1 問題の所在

不競法上、一定の態様による営業秘密の取得・使用・開示や営業秘密侵害品の譲渡等は、「不正競争」に該当する（不競法2条1項4号乃至10号）。そして、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、侵害の差止請求が可能となる（不競法3条）。

そして、営業秘密に関する差止請求が裁判上行われ、差止請求が認容されるという場合、営業

2 被告は、大阪高裁における執行抗告を棄却する旨の決定に対し、最高裁への許可抗告の申立てを行ったところ、大阪高裁は原決定には法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認め、最高裁への抗告を許可した。